

Title	中立船内の敵貨と敵船内の中立貨 (四)
Sub Title	
Author	板倉, 卓造
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1919
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.13, No.9 (1919. 9) ,p.1159(57)- 1173(71)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19190901-0057

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

して借地人を齎すなり。即ち借地人の勤勉なくんば土地は其所有者に對し殆ど何等の利潤をも與ふることなかる可きものなり (Some Considerations, pp. 53, 55.)。而して吾人は吾人自身の幸福に關する事項に對し最高の判官たるものにして、從て財富分配に關する事項に於ても亦然らざるを得ざる所なれども、而も前述せるが如く、吾人は往々にして其判斷を過つことあるなり。不平等なる分配状態は吾人が眞の幸福に對する誤れる判斷より來れるものには非ざるか。彼は實に自ら知ることなくして將來の大問題を提起しつゝありしなり。

彼が經驗的心理學的研究は精神生活及び總括的人間存在の新たにして效果ある洞察を開きたり。精神生活が吾人の眼前に解明せられたるは吾人をして更に善く吾人自身を諒解せしめ而して吾人の能力を審査せしめたり、而して人は洞察の發達と共に彼自身及び其環境に對する勢力を同時に取得せるなり (前掲 Eucken, S. 359.)。而して詩人 Pope の所謂「人類本來の研究は人間なるを示したる啓蒙期の哲學に依りて第十七世紀の「經濟論」は第十八世紀の「經濟學」に化感せんとしつゝあるなり。

(一九一九年八月十八日稿了)

中立船内の敵貨と敵船内の中立貨 (四)

板倉卓造

七

十八世紀中に締結せられたる諸條約中「自由船自由貨」の原則を認めざる四の例外の中に就き其三までは佛國にして最後の「一」は英國を其一方の締約國と爲すものなり。即ち(一)一七一六年佛國はハンザ同盟市との間に敵貨は中立船内に於て沒收せらる可きものなりとの一條約を結び(二)此條約は六九年に至りて再び同文の條項を維持して更新せられたり。此更新に就て佛國の爲めに辨ずるものは是れ西班牙王位繼承戰爭及び其後の諸戰爭中ハンザ同盟市が無抵抗に英國の云ふがまゝに服して同盟市に屬する船内に搭載せられたる佛國貨物を英國の拿捕に委したるに對する一種の報復行爲なりと云ひ(三)更に一七七九年佛國がメクシムブルグ國との間に締結したる條約も亦同一の動機に出でたるものなりと説明せ

(註一六) Hautefeuille : Histoire du droit maritime international, p.p. 347. 348.

十八世紀に於ける例外的條約たる最後のものは一七九四、五年に成立したる英米條約是れなり。尤も此條約にて「自由船自由貨」の原則を否認する條項は當時英國が佛國と交戦中なりし其交戦中及び戦後二箇年間のみ有効にして期限満了の後更に之を繼續す可きや否やは改めて商議を經べき旨を別に規定するを以て固より一時的便宜に出でたるものに外ならずと雖も此條約の爲めに米佛間に問題を生じたりと云ふは佛國は一七七八年の米佛修交通商條約第二十三條に於て「自由船自由貨」の原則を約するを以て右英米條約は米國が佛國に對する盟約を破り英國の爲めに米船内の佛國貨物の拿捕を許すものなりとて佛國も亦米船内に發見せらるゝ一切の英國貨物を拿捕す可き旨を宣言し右一七七八年の條約の效力を停止するの手段に出でたり。後米佛間にも戦争破裂したるを以て此條約は廢棄せられたるに依り一八〇〇年新に締結せられたる講和通商航海條約第十四條に於て昔日の原則を復活したり。

次に十九世紀に於て締結せられたる「自由船自由貨」の原則に對する例外的條約は僅に二に止まれども孰れも一方の調印者を英國と爲すものなること前に一言したる所の如し。其一は一八〇一年の英露條約是れなり。之より先き一七八〇年露國はカザリン女皇の治世當時丁抹、瑞典等の諸國と結で英國に對し所謂「第一武裝中立」の聯盟を起したりしも一七九三年その態度一變して聯盟一旦消滅したりしを更に一八〇〇年に至り再び露國ポール帝の主唱に依り瑞典、丁抹、普魯西等の諸國と聯結して英國に對し「第二武裝中立」を宣言したり。然るに翌一八〇一年三月ポール帝が暗殺の厄に遭ひ四月丁抹艦隊がネルソンの爲めにコーペンハーゲンの海戦に撃破せらるゝに及び露國は態度更に再變して同年六月十七日露都に於てアレキサンダー一世に依り英國との間に「海上協約」(Maritime Convention)なるものを締結し英國の強硬なる主張に壓せられて敵貨は中立船内に於て拿捕せらる可きを承認したるのみならず自ら瑞典及び丁抹の兩國を強制して右「海上協約」に調印せしめたり。尤も此協約は一八〇七年英露の間に宣戦せらるゝと共に兩國に依りて直に廢棄せられ露國は再びカザリン女皇の主唱に係る「武裝中立」の諸

原則を復活し將來復た之を放棄することなかる可きを聲明し英國も亦これに對して露國が疊に其第一及び第二の「武装中立」に依て英國に對し争ひたる其古來の主張に復歸し之を固守して譲らざるを宣言したりしが其所謂「武装中立」の諸原則の復活を公言し隨て「自由船自由貨」の原則を公然承認したる露國自身が實は英露戰爭中、一八〇九年八月一日の勅令第二條を以て敵貨即ち英國貨物を搭載する中立船に停船を命じ該敵貨を拿捕し且つ該敵貨が全載貨の過半を占むるときは船船共に拿捕す可きを命じたるは其前年の公約を最も大膽に破棄したるものと云ふ可し。(註一七) 斯くて一八一二年英露戰爭の終結するに及び同年七月五日の條約に依り兩國は新に「自由船自由貨」の原則を承認して久しき間の難問題を解決することを得たり。

(註一七) Oppenheim : International Law, Vol. II, p. 357.

英國を一方の調印者とする第二の例外的條約は一八四二年葡萄牙との間に締結せられたるものなり。

斯の如く十八世紀中に於ける四の例外的條約の中に就き其三は佛國を一方の

調印者とし餘の一と十九世紀に於ける二の條約は何れも英國を一方の調印者とするものなるが F. de Cussy 男の Phases et Causes célèbres 中に載する所なりとて Hatteville の引用する所に據れば一七四六年より一八四六年に至る一世紀間に締結せられたる條約中「自由船自由貨」の原則を採用するもの百二十二の中にて佛國は二十四、和蘭は十七、英國は十にして米國は十六を占むと云へり。即ち英國が多年この原則を否認し來りたるを見る可し(註一八)

(註一八) Histoire du droit maritime international, p. 351.

八

十八、九兩世紀に於て各國が條約の明文に依て「自由船自由貨」の原則を承認するに至りたること前述の如くなるが然らば各國は其他國との條約に依て承認したる所を各自の國內法に於ても亦等しく之を採用したりしやと云ふに實際に此原則を各自の國內法にも明規して一般に之を確認するに至りたるは條約に依る承認よりも著しく後れたるを否認するを得ず。其中にて他に先ちて新原則を國內法に規定したるものは佛國にして最も後れたるは英國なり。依て當時の重なる

諸國に就き國別に國內法制定の由來を略記す可し。

一、佛國

西班牙王位繼承戰爭中、一七〇四年佛國政府が其海軍に與へたる新命令は中立船の載貨中、敵國にて生産又は製造せられたる貨物の拿捕を命ずるものにして此新命令は之より先き一六八一年ルイ十四世に依て發せられたる勅令即ち敵に屬する貨物を搭載する一切の船舶は……合法的捕獲物たる可しを補足するものと認められ且つ此ルイ十四世の勅令は後年 Conseil d'Etat の判決に依て陛下の敵に屬する貨物が中立船内に發見せらるゝときは該船並に其一切の載貨は……合法的捕獲物たる可しとの解釋を一決せられたるを以て右一七〇四年の命令に依り佛國の國法は中立船内の敵貨のみならず船舶自體並に其一切の載貨を沒收する尙ほ其上に苟も敵國にて生産又は製造せられたる貨物は其所有主の何人たるを問はず總て之を拿捕することを命ずるものなりと云ふ可し。是れ當時佛國が諸外國と締結したる條約の明文に反するものなること曾て指摘したる所なり。(註一九) 然るに一七四四年英佛間に戰爭破裂するに及び佛國は新勅令を發し從來

の主張に重要なる變更を加へたり。即ち中立船内の敵貨を沒收するの一事は依然これを保留するも船舶及び其他の載貨は之を釋放することゝ爲せり。但し敵國にて生産又は製造せられたる貨物の沒收は新勅令に依て之を廢せらるゝことなかりき。斯くして此勅令は一七七八年七月まで存續せられ其間右四四年の英佛戰爭及び一七五六年の七年戰爭の兩度に適用せられたり。

(註一九) 詳細は三田學會雜誌本年七月號所載拙稿(二)の四參照

米國獨立戰爭の起るに及び佛國は遂に一七七八年七月二十六日を以て「自由船自由貨」の原則を承認するの新規則を發布したり。是れ佛國が國內立法を以て此原則を採用したる最初の國として他に誇る所なり。斯くして一八五六年巴里宣言の成るのときまで佛國は始終一貫して此新規則を適用し敢て渝ることなかりしが此新規則には其第一條中に一の除外例を規定したり。其要旨は「自由船自由貨」の原則を認めざる敵國貨物に對しては新規則を適用することなく之を拿捕することを得と云ふに在り。是れ米國が後年他國との條約中に採用したる特別規定にして余が前に説明したる所なり。(註二〇) 而して此除外例的規定の實際に適

用せられたるは新規則の發布せられたる翌七九年一月にして即ち佛國が西班牙と聯合して英國と戰爭中和蘭が英國の主張を容れ同國に對し自國船内の佛西貨を拿捕沒收するの權を認めたるを以て佛國は之に應ずる爲め直に和蘭船内の英國貨物に對し新規則の適用を停止し之に代ふるに曩の一七七四年の所謂貨主義に依る舊規定を復活したり。此除外例的規定は其後革命戰爭中及びナポレオン戰爭中屢佛國が英國に對して適用したる所にして就中著名なるは一八〇六年の伯林布告^{ブレ}及び翌七年のミラン布告^{ブレ}是れなり。即ち伯林布告の前文第八項に曰く

敵が利用する武器は同じく之を以て其敵に對して利用す可く又敵が利用する戰鬥手段は又等しく之を敵に對して利用するは自然の權利なり。而して英國は文明が人類間に扶植したる一切の正義の思想と高尚なる情操を無視したるを以て佛國は英國に對し同國か其海戰法規中に規定せる慣例を適用するに決したり。本布告の條項は英國が交戰法規は陸海に於て同一なること、交戰權は私有財産の一切及び軍職と無關係なる箇人に及ばざること及び封鎖權は現

實に充分の兵力を以て守備せられたる防守地點に限らる可きことを承認するるときまで帝國の基本原則を規定したるものと認めらる可し。

依て同布告は本文第五條に於て英國商品の賣買を禁じ且つ英國に屬し又は英國の工場もしくは植民地より來る一切の貨物を以て合法の捕獲物と爲す旨を規定したり。更にミラン布告第四條に曰く

是等の規定〔自由船自由貨〕の原則の適用を英國貨物に對して停止したるを云ふたる英國政府の採用せる野蠻なる制度に對する正常なる報復に外ならざるか故に如何なる國にても英國政府を強要して其國の國旗を尊重せしむることを得たる國に對しては是等規定の效力を中止せらる可し。故に是等規定は英國政府が交戰状態に在る文明諸國を拘束する原則に復歸せざる間は常に其效力を存續するものなり。

(註二〇) 三田學會雜誌本年八月號所載拙稿(三)の六

然るに一八一五年の講和以後に在りては佛國が更めて其主義を聲明する機會を有すること久しく絶へたりしか一八五四年英國と聯合して露國に宣戰するに

及び四月英佛共同の宣言を發し中立船内の敵貨は戰時禁制品を除く外之を拿捕せざる旨を聲言したり。是れ五六年その戰後の巴里會議に於ける所謂巴里宣言中に承認せられたる今日の國際原則を確立したるものにして實に英國が其古來の貨主々義即ち *Consolato del mare* の主義を放棄して英佛ともに其海上捕獲の主義を共同にしたるクリミア戰爭の結果に外ならざるなり。

二、西班牙

西班牙は十七世紀後半以後、和蘭、佛國、英國等との間に締結したる條約中に「自由船自由貨」の原則を採用したりしか十八世紀に入りても一七一三年のウトレヒト條約に依りて英國、翌一四年の條約に依りて和蘭、更に一七二五年の維納條約に依りて奧地利との間に此原則を承認したり。然れども其國內立法に於ては依然 *Consolato del mare* の貨主々義を捨てず一七〇二年及び一八一年に發せられたる勅令が一六八一年及び一七〇四年の佛王ルイ十四世の勅令を模倣したるものなりとの或學者の批評の如く(註二)孰れも舊主義を維持したるものなりき。西班牙が遂に其國內法に於て「自由船自由貨」の新原則を確認するに至りしは一七七九年も

しくは一七八〇年なりき。(註三)而して再び右の或學者は之を以て亦その前年もしくは前々年即ち一七七八年の佛國の新規則を假用したるものなりと批評せり。(註三)斯の如く西班牙は其國內法を以て新原則を確認したるに止まらず當時佛國と聯盟して英國に對し交戰中なりしを以て八〇年佛國と共に同年恰も露國の主唱に係る所謂「第一武裝中立」の原則を最も熱心に賛同し中立船内の敵貨に關して左の規定を設けたり。

一、中立船は交戰國の諸港及び沿岸に於て自由に貿易に従事することを得べし。

二、交戰國の人民に屬する財産は戰時禁制品の外中立船内に在りて自由なる可し。

斯くて此戰爭の終局たる一七八三年のヴェルサイユ講和條約に於て西班牙は英佛に對し改めて「自由船自由貨」の原則を承認したりしか後幾干もなくして佛國革命戰爭の破裂するや西班牙は英、露、普、奧等の諸國と結んで佛國に對し中立國、就中丁抹と瑞典が直接にも間接にも海上又は佛國港に於て同國の通商もしくは財産

を保護することある可きを防止する爲めに互に協力せんことを約したるは正しく新原則を破棄したるものなれども一七九五年米國との條約に於て中立船内の載貨が其所有主の何人たるを問はず總て自由なる可きを約したるは再び「自由船自由貨」の原則に復歸したるものと云はざる可からず。然るに一八五六年の巴里宣言に對し西班牙は米國、墨西哥(註二四)ヴェネゼラの諸國と共に之に加盟することを拒絶したり。然らば同國は巴里宣言の原則に反對なりやと云ふに一八九八年米西戦争の際には此戦争中、同宣言の原則を遵守す可きを宣言したるのみならず西班牙は遂に一九〇七年の第二海牙平和會議に於て巴里宣言に加入す可きを聲明し翌八年一月十八日を以て正式の手續を了したるを以て同國は今や他の多數の國と共に「自由船自由貨」の通則を確實に承認するものと云ふ可し。

(註二一) Hautefeuille : Histoire du droit maritime international, p. 355.

(註二二) Hautefeuille は一七七九年と記するに反し(Histoire, p. 355) Commerce in War の著者 Atherton-

Jones は一七八〇年と記せり(p. 288)

(註二三) Hautefeuille : Histoire, p. 355.

(註二四) 墨西哥は一九〇九年二月十三日巴里宣言に加入したり

三、露國

「自由船自由貨」の原則に對する露國の態度は絶へず動搖變化して一貫したる主義を認むる能はず。否な會て Manning の評したる如く「露國は其自ら中立たる間は其中立の利益を擴大せんが爲めに全力を傾倒するも其一度び交戦國と爲るや直に中立通商に對して非常の酷遇を加へたり」。是れ露國の一貫したる主義なりと云はゞ之も亦一種の便宜主義たるに相違なし。抑露國が初めて「自由船自由貨」の新原則を認めたるは一七一五年和蘭との條約に在れども其後三四年に成りたる英露通商條約には依然舊主義を維持したりき。一七八〇年その率先して「第一武装中立」を唱ふや「自由船自由貨」の新原則を主張し且つ其國內法にも之を規定したれども八八年瑞典と戦端を開き瑞典王グスタヴ三世が「武装中立」の諸原則を破棄すると共に露國も亦これを放棄し翌八九年五月六日その國內法をも一變したりき。「第一武装中立」以後の諸條約就中一七八二年丁抹との通商條約、八五年埃地利、佛國、兩シ、リ、葡萄牙等との條約にては「武装中立」の原則を採用したりしも一七九三年佛國革命、戦争破綻するや會て自ら率先主張したりし新原則を一擲し敵

たる佛國の通商並に中立通商に對し聯合諸國中最も辛辣なる破壊者たるに至りたり。即ち同年露國は英國との一七六六年の舊條約を維持し中立通商は一般に認めらるゝ國際法の原則並に法規に従ふて行はる可きを約したる其同日に於て英國との間に他の一條約を締結し中立諸國が佛國の海上通商及び其貨物を保護するの恐れあるに就き之を防止する爲めに協同努力す可きを誓約したり。其後九七年の英露條約には依然舊主義を維持したりしが翌九八年その葡萄牙との條約には「自由船自由貨」の新原則を承認したりき。

一八〇〇年に至りて露國は再び英國に對して「武装中立」の聯盟を起し英國をして新原則を承認せしめんとを期し瑞典、丁抹、普魯西の諸國と「第二武装中立」の新條約を締結したりしも既に前に記するが如くコーペンハーゲンの敗戦とポール帝の暗殺に依て露國の態度は忽ち一變し翌一八〇一年英國との條約に於て中立船は敵貨を保護せざるの舊主義に復歸したると共に瑞典及び丁抹を強要して同様の條約を締結したり。然るに一八〇七年英國との間に戦端を開くに及び去る一年の條約を廢棄し三度び「武装中立」の原則を復活し今後再び渝ることなきを内外

に聲明したるは同年十一月七日のことなるに九年八月に至り露帝は左の勅令を布告したり。

敵國の製造又は生産に係る貨物を搭載する船舶は停船を命ぜられ該貨物は沒收せられたる上、公賣に附し國庫に收めらる可し。若し該貨物が全載貨の過半を占むるときは一切の載貨並に船舶ともに沒收せらる可し。

然るに一八五四年に至りて露國は米國との條約に依て又々「自由船自由貨」の原則を承認し續て五六年クリミア戦争の講和と共に巴里に於て巴里宣言に調印したるものなるが其國際條約に於ても又國內立法に於ても露國の如く其主義を豹變して顧みざるものは類例殆ど稀なりと云ふ可し。